

議案第八十六号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年九月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十五年三朝町条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一（第二条関係）中

三朝財産区			三徳財産区		
委員長	会長職務 代理者	委員	委員長	会長職務 代理者	委員
日額三八〇〇円	日額三八〇〇円	日額四六〇〇円	日額五〇〇〇円	日額五〇〇〇円	日額八〇〇〇円

を

三朝財産区			三徳財産区		
委員長	会長職務 代理者	委員	委員長	会長職務 代理者	委員
年額七〇〇〇円	年額八〇〇〇円	年額一〇〇〇〇円	年額七〇〇〇円	年額八〇〇〇円	年額一〇〇〇〇円

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。